

那覇市・南風原町環境施設組合職員等の旅費に関する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員等の旅費に関する条例を別紙のように制定する。

平成30年10月30日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

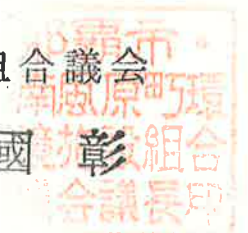
(提案理由)

那覇市職員等の旅費支給条例（昭和47年那覇市条例 第44号）に基づき、本施設組合の那覇市・南風原町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

平成30年10月30日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 栗國彰



那覇市・南風原町環境施設組合職員等の旅費に関する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員等の旅費に関する条例（平成 12 年条例第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

- 第 1 条 この条例は、公務のため旅行する那覇市・南風原町環境施設組合（以下「組合」という。）職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。
- 2 組合が組合職員（以下「職員」という。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に定めがある場合を除くほか、この条例に定めるところによる。

（旅費の支給）

- 第 2 条 職員の旅費の支給等については、那覇市職員等の旅費支給条例（昭和 47 年那覇市条例 第 44 号）の例により支給する。この場合において同条例中「本市」及び「市」とあるのは「組合」、「市職員」とあるのは「組合職員」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

- 第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の那覇市・南風原町環境施設組合職員等の旅費に関する条例（平成 12 年条例第 7 号）の規定に基づいてなされた旅費に関する決定その他の手続きについては、なお従前の例による。